



ひとくらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

東京労働局

Press Release

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和3年12月28日

担当	東京労働局労働基準部労災補償課 課長 堀池 岳 主任労災監察官 田口 肇 電話 03-3512-1617
----	---

## 新型コロナウイルス感染症に関する労災請求の勧奨を強化します

東京労働局（局長 辻田 博）は、業務により新型コロナウイルスに感染した労働者について、労災請求が確実に行われるために、令和4年1月4日～同年2月28日まで周知広報の集中的な取り組みを行い勧奨を強化します。

また、引き続き、業務によって新型コロナウイルスに感染した場合には、労災保険給付の対象になることを周知していきます。

特に、

感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合労災保険給付の対象となること。

労災請求はあくまで労働者本人からの請求行為であること。

事業主から請求書に証明が得られない場合は、労働基準監督署にご相談いただきたいこと。

について重点的に周知してまいります。

（別添リーフレットをご参照ください。）

### 【東京労働局における取組事項】

- 1 強化期間：令和4年1月4日（火）～2月28日（月）
- 2 主な取組事項
  - （1）自治体、事業主団体、労働団体等に対する周知要請
  - （2）当局及び管下労働基準監督署の幹部が出席する各種会合等の機会にリーフレットの配布
  - （3）集団感染した事業場を把握した場合の積極的な個別勧奨
  - （4）東京労働局 YouTube 公式チャンネルによる情報発信（1月中旬予定）

# 業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

## 対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- **感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合**
  - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
  - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A  
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



## 労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

### 療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

### 休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）  
\* 原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

### 遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

